

障企発0930第2号
年管管発0930第3号
令和2年9月30日

都道府県
各政令指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
(公印省略)

厚生労働省年金局事業管理課長
(公印省略)

20歳前傷病に係る障害基礎年金の初診日証明手続の簡素化の周知について（依頼）

障害保健福祉行政及び年金行政の推進につきましては、平素より御協力いただきありがとうございます。

さて、障害年金制度の広報については、「障害年金制度の周知について」（平成26年7月7日付障企発0707第1号・年管管発0707第1号）により御協力いただいているところです。

障害年金は、障害のある方の生活にとって非常に重要なものであり、制度のみならず、請求の際の手続についても、障害のある方やその御家族に御了知いただくことが重要であると考えています。

既に、「障害年金の初診日の確認方法の周知について」（令和元年5月31日付障企発0531第1号・年管管発0531第1号）により、20歳前傷病に係る障害基礎年金の初診日証明の簡素化に係る周知に御協力をいただいておりますが、請求者の負担の軽減を図るため、本年10月1日より、生来性の知的障害の場合など、20歳前傷病に係る障害基礎年金を請求する一定のケースについて、障害年金請求時に提出する「病歴・就労状況等申立書」の記入を簡素化できることとしました。

貴職におかれましても、見直し後の取扱いの趣旨をご了知いただくとともに、別添のとおり、今般の見直しにあわせて、初診日証明手続に係るリーフレットの内容を更新いたしましたので、本リーフレットの活用等を通じて、障害者手帳交付窓口のほか、障害福祉サービス申請窓口や自立支援医療の申請窓口、保健所、精神保健福祉センター等関係窓口や、管内の相談支援事務所、基幹相談支援センター等にも周知いただくようよろしくお願いいたします。

また、精神保健福祉主管部（局）が別途ある地方自治体におかれましても、同部局とも適切に連携の上、御対応いただきますようよろしくお願いいたします。

【本リーフレットの日本年金機構ホームページの掲載先】

(トップページ > 年金の制度・手続き > パンフレット > 年金の給付に関するもの(障害年金関係))

<https://www.nenkin.go.jp/service/pamphlet/kyufu.html>

【担当】

厚生労働省年金局事業管理課

給付事業室 障害給付係

TEL : 03-3595-2733 (直通)

FAX : 03-3595-2708

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

企画課 企画法令係

TEL : 03-3595-2389 (直通)

FAX : 03-3502-0892

初診日の確認

- 初診日の確認は、初診時の医療機関の証明により行います。
- 初診時の医療機関の証明が添付できない場合であっても、初診日を合理的に推定できるような一定の書類により、本人が申し立てた日を初診日と確認することができます。

初診時の医療機関による証明がない場合の取扱い

第三者が証明できる場合

隣人、友人、民生委員などの第三者が見たり聞いたりした初診日の頃の受診状況を証明できる場合は、この第三者証明書類と本人申立ての初診日についての参考資料により、本人の申し立てた初診日を確認します。

第三者証明書類 + 本人申立ての初診日についての参考資料 が必要です。

※原則として、複数の第三者による証明が必要

初診日が一定の期間内にあると確認できる場合

参考資料により初診日が一定の期間内にあると確認された場合で、この期間について継続して障害年金を受けるための保険料納付要件を満たしているときは、一定の期間の始期と終期を示す参考資料及び本人申立ての初診日についての参考資料により、審査の上、本人の申し立てた初診日を確認します。

(具体例) 一定の期間内に、異なる年金制度に加入している場合(例: 国民年金と厚生年金)



一定の期間の始期と終期を示す参考資料 + 本人申立ての初診日についての参考資料 が必要です。

○本人申立ての初診日についての参考資料の例

身体障害者手帳等の申請時の診断書、生命保険・損害保険・労災保険の給付申請時の診断書、交通事故証明書、インフォームド・コンセントによる医療情報サマリー、健康保険の給付記録

○一定の期間の始期に関する参考資料の例

就職時に提出した診断書、人間ドックの結果(発病していないことが確認できる資料)、職場の人間関係が起因となった精神疾患であることを明らかにする医学的資料及び就職の時期を証明する資料

○一定の期間の終期に関する参考資料の例

2番目以降に受診した医療機関による証明、障害者手帳の交付時期に関する資料

20歳前に初診日がある方へ

初診日を証明する手続きを簡素化できます

次の(1)及び(2)を満たしている場合には、初診日を具体的に特定しなくとも、審査の上、本人の申し立てた初診日が認められます。

(1) 2番目以降に受診した医療機関の受診日から、障害認定日が20歳到達日以前であることが確認できる場合 ※以下の①又は②が該当します。

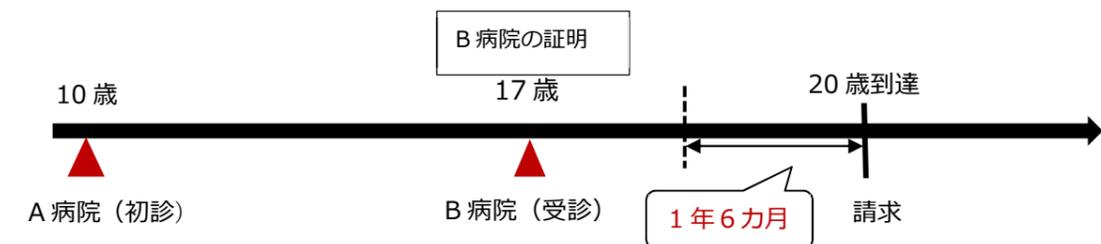
① 2番目以降に受診した医療機関の受診日が、18歳6カ月前である場合
障害認定日は原則として初診日から1年6カ月をすぎた日となるため、2番目以降の医療機関の受診日が18歳6カ月前にあることが必要です。

② 2番目以降に受診した医療機関の受診日が18歳6カ月～20歳到達日以前にあり、20歳到達日以前に、その障害の原因となった病気やけがが治った場合(症状が固定した場合)
症状が固定した日が障害認定日となるため、2番目以降に受診した医療機関の受診日が18歳6カ月より後であってもかまいません。

(2) その受診日前に厚生年金の加入期間がない場合

(具体例)

初診が10歳時のA病院の場合でも、17歳で受診したB病院の証明がある場合、障害認定日は20歳到達日以前であることが確認できるため、A病院の証明は不要です。
(B病院の受診前に厚生年金加入期間がない場合)



「病歴・就労状況等申立書」の記入も簡素化できます(令和2年10月～)

20歳前に初診日がある方のうち、以下の①・②に該当する場合は、「病歴・就労状況等申立書」の病歴状況の記入を簡素化できます。

① 生来性の知的障害の場合は、特に大きな変化が生じた場合を中心に、出生時から現在までの状況を一括してまとめて記入することが可能です。

② 上記の初診日証明手続きの簡素化を行った場合は、発病から証明書発行医療機関(上記例ではB病院)の受診日までの経過を一括してまとめて記入することが可能です。

※ なお、証明書発行医療機関(上記例ではB病院)の受診日以降の経過は、通常どおり、受診医療機関等ごとに、各欄に記載を行うことが必要です。